

【注意事項】

1. 換金場所は、大槌商工会です。換金日を指定しますので、指定日に使用済商品券を持参ください。受付時間は、午前9時から午後5時までです。指定日以外は受付いたしません。
2. 換金の際には、すべての使用済商品券の「取扱事業者欄」に事業所名を記載して下さい。(棚版可)
3. 最終換金依頼日以降の換金は出来ません。必ずこの日までに換金依頼を完了して下さい。
4. 未使用券の払い戻しは行いません。
5. 今回のプレミアム付商品券は、令和7年12月13日以降一切使えません。一律の対応をお願いします。
6. このプレミアム付商品券を自己購入し自己換金(事業所で購入して使わずに換金)することは禁止です。
7. 受け取った使用済商品券の再利用(流通)は禁止です。
8. 使用済商品券の持ち込みの際は、事前に枚数を確認し、整理の上持ち込んでください。また、その際に様式4「使用済商品券換金依頼書」に必要事項を記載して持ち込んで下さい。
9. この商品券は500円券での発行となります。お釣りは出さないことになっておりますのでご留意下さい。
10. 換金作業は迅速に行う予定ですが、換金申し込みから振込まで日数がかかりますので、資金繰りにはご留意下さい。
11. 使用不可商品
 - ・ 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
 - ・ 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの。
 - ・ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
 - ・ 事業活動に係る原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入。
 - ・ 土地・家屋購入、家賃、地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関する支払い。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い。
 - ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
 - ・ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの。
12. その他
 - ・ 購入後の返品はできません。
 - ・ 盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責を負いません。
 - ・ 参加店舗において、本券を対象としない商品を独自に定める場合は、予め利用者が認識できるように明示する義務を負うこと。